

佐久市教育大綱（案）

平成28年 月

佐 久 市



1 策定の趣旨

現代社会は、グローバル化や高度情報化の進展、ライフスタイルや価値観の多様化等の激しい変化が続いており、人口減少等、これまで体験したことがない問題に向き合う時代を迎えています。

これら大きく変化していく社会においては、その変化に柔軟に対応できる人づくりと、地域の将来を担う人づくり、人を支え育む地域づくりが重要となります。

このため、福祉や地域振興などの一般行政と教育行政が密接に連携し、教育関係施策の総合的な推進を図るため、佐久市総合教育会議での協議、調整を踏まえ、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）」を策定します。

2 大綱の位置付け

大綱は、平成27年4月1日に改正施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定されるもので、本市の教育行政の目標や施策の根本となる方針です。市の最上位計画である第一次佐久市総合計画における教育分野の基本構想の柱に即し、教育委員会が今後策定する佐久市教育振興基本計画の基礎となるものです。

また、第二次佐久市総合計画の策定を見据えたものとします。

第一次佐久市総合計画(H19年～H28年)

佐久市が目指す将来都市像

“叡智と情熱が結ぶ、21世紀の新たな文化発祥都市”

基本構想の柱(6本の柱の中の教育分野)

「たくましく心豊かな人材の育成と地域文化の保存・継承と発祥」

佐久市教育大綱

佐久市教育
振興基本計画

参酌

国の第2期
教育振興基本計画

3 大綱の期間

平成28年度～33年度の6年間とします。ただし、必要に応じて佐久市総合教育会議での協議、調整を踏まえ見直しを行います。

4 基本理念・目指す姿

これまで体験したことがない問題に向き合う時代において、本市は、地域の強みや特徴を磨き上げることにより、それぞれの個性が光り輝く地域の「特徴ある発展」を目指しています。

この「特徴ある発展」を実現するのは一人ひとりの市民です。

市民が生涯にわたり主体的・創造的に学ぶことで、一人ひとりの市民の個性も光り輝きます。

本市では、生きる力を育む人づくりと、それを支えるまちづくりを推進するため、大綱の基本理念を次のとおり定めます。

基本理念

「生涯にわたり主体的・創造的に学び、

生きる力を育む人づくり、まちづくり」

基本理念の実現に向け、「目指す子ども像」、「目指す市民像」を次のとおり定めます。

目指す姿

目指す子ども像

「夢や希望をもって輝き、ともに生きる子ども」

目指す市民像

「生涯にわたって学び続け、互いに支え合い高め合う市民」